

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画主体	小松島市

## 小松島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 小松島市 産業振興課  
所在地 小松島市横須町 1 番 1 号  
電話番号 0885-32-3809  
F A X 番号 0885-33-0938  
メールアドレス sangyoshinko@city.komatsushima.tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリ、サル
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	小松島市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、タケノコ 野菜	被害面積 66 a
		被害金額 1,512千円
カラス	果樹、家畜飼料	被害面積 10 a
		被害金額 591千円
スズメ	水稲	—
		—
ムクドリ	果樹	被害面積 4 a
		被害金額 600千円
サル	果樹、野菜	—
		—

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、3月から4月にかけてタケノコへの被害、7～10月における水稲、野菜への食害が発生している。狩猟及び有害捕獲により生息数の減少により被害は減少傾向となっているが、まだ多く見受けられる。

②カラス

カラスによる被害は5月から6月にかけてビワ等、10月から12月にかけてミカン等の果樹の食害が発生している。また年間を通じて家畜飼料への食害が発生している。銃器による駆除を行っているが、生息数は減少していない。

③スズメ

スズメによる被害は7月から8月にかけて水稲の食害が発生している。銃器による駆除を行っているが、生息数は減少していない。

④ムクドリ

ムクドリによる被害は6月から9月にかけてブルーベリー等の果樹の食害が発生している。銃器による駆除を行っているが、生息数は減少していない。

⑤サル

平成19年度はニホンザルによる被害は報告されていないが、近年民家への侵入等が発生し、今後被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
イノシシ	66 a 1,512千円	59 a 1,361千円
カラス	10 a 591千円	9 a 532千円
スズメ	—	—
ムクドリ	4 a 600千円	3.6 a 540千円
サル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会を組織し、予察捕獲等の年間を通じた捕獲体制の整備を図っている。 ・ 猟友会への銃器による駆除、捕獲檻の管理委託等	周辺市町村と連携した一斉捕獲等が行える体制整備を図ることが課題である。
防護柵の設置等に関する取組	—	—

(5) 今後の取組方針

小松島市において把握している平成19年度の被害金額は2,703千円、被害面積は80 a であり、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を平成19年度より10%減とする。

今後JA等と連携し、より正確な被害の把握に努め、引き続き予察捕獲を行っていく。

また、周辺市町村と連携した有害駆除が行える体制整備に取り組む。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議した、猟友会会員で構成する有害鳥獣駆除班で組織する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリ、サル	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲率の向上に務める。
21年度	イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリ、サル	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲率の向上に務める。
22年度	イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリ、サル	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携し、捕獲率の向上に務める。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績等を基に、小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議し、決定する。サルについては今後の被害拡大を考慮し、必要最低限の捕獲計画数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	50	50	50
カラス	400	400	400
スズメ	500	500	500
ムクドリ	100	100	100
サル	10	10	10

##### 捕獲等の取組内容

銃器・捕獲檻を用いて4月1日から3月31日（狩猟期間を除く）の間、イノシシ、カラス、スズメ、ムクドリを対象として予察捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
該当なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
該当なし		

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
東とくしま農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 農業者の意見及び普及
小松島地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲の実施
小松島市産業振興課	事務局、協議会に関する連絡・調整
徳島県鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣の保護に関する業務
徳島県鳥獣被害対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣被害対策に関する意見・指導
各地区集落代表者	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲に関する地域との連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自己消費又は埋設、焼却処分する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村・他協議会と情報交換を図りながら連携を図る。